

岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

(制 定 平成15年 3月31日岐阜県規則第43号)
(最終改正 令和 7年11月14日岐阜県規則第638号)

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号。以下「施行令」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会)

第二条 知事は、法第二十八条第六項（法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開こうとするときは、次に掲げる事項を公聴会において意見を求める者（以下「公述人」という。）に通知し、及び公示するものとする。

一 公聴会において意見を聴こうとする案件（以下「案件」という。）

二 公聴会を開く日時及び場所

2 前項の規定による公示は、公聴会の日前三週間前までに行うものとする。

3 公述人は、公聴会において意見を述べようとするときは、当該公聴会の日の一週間前までに、当該意見の要旨及び理由を記載した文書（以下「意見書」という。）を知事に提出しなければならない。

4 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

5 公聴会においては、議長は、まず公述人のうちで案件に対して異議を有する者に、その要旨及び理由を陳述させなければならない。ただし、当該公述人が出席していないときは、議長は、当該公述人が提出した意見書の朗読をもってその陳述に代えることができる。

6 公述人は、公聴会において発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

7 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許可することができる。

8 公聴会においては、公述人及び発言を許可された者は、案件の範囲を超えて発言してはならない。

9 議長は、公述人又は発言を許可された者が案件の範囲を超えて発言するときその他公聴会の議事を整理するためやむを得ないと認めるときは、その者に対し、発言の禁止又は退場を命ずることができる。

10 議長は、前項に規定する場合のほか、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、公聴会の秩序を乱していると認める者その他の者に対し、退場を命ずることその他必要な措置をとることができる。

11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく当該公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成しなければならない。

(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可基準)

第三条 法第九条第一項に規定する鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可の基準は、法第四条第一項の規定により知事が定める鳥獣保護管理事業計画において定める。

(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可の申請等)

第四条 施行規則第七条第一項に規定する鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可申請書は、別記第一号様式(法第九条第八項に規定する従事者証の交付の申請を併せて行う場合は別記第一号様式の二、愛がんのための飼養を目的とする場合は、別記第二号様式)による。ただし、複数の者が同一の目的で捕獲等又は採取等に携わる場合で捕獲区域及び方法が同一のときは、別記第三号様式を添付することにより代表者が申請することができる。

2 施行規則第七条第七項に規定する従事者証の交付申請書は、別記第四号様式による。

(指定猟法の許可の申請)

第五条 施行規則第十五条第一項に規定する指定猟法の許可申請書は、別記第五号様式による。ただし、複数の者が同一の目的で捕獲等に携わる場合で捕獲区域及び方法が同一のときは、別記第六号様式を添付することにより代表者が申請することができる。

(鳥獣捕獲等事業の認定の申請)

第五条の二 施行規則第十九条の二第一項に規定する鳥獣捕獲等事業の認定申請書は、別記第六号様式の二による。

2 施行規則第十九条の二第二項第五号の事業管理責任者が施行規則第十九条の四第一項第二号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面は、別記第六号様式の三による。

3 施行規則第十九条の二第二項第十号の夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が施行規則第十九条の五第一項第二号の基準に適合することを証する書類は、別記第六号様式の四から別記第六号様式の六までによる。

4 施行規則第十九条の二第二項第十二号の実績に関する書類は、別記第六号様式の七による。

5 施行規則第十九条の二第二項第十三号の役員等が施行規則第十九条の八第三号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面は、別記第六号様式の八による。

6 施行規則第十九条の二第二項第十五号の申請者が法第十八条の四各号に該当しない者であることを誓約する書面は、別記第六号様式の九による。

(鳥獣捕獲等事業の認定の変更)

第五条の三 施行規則第十九条の十一第一項に規定する鳥獣捕獲等事業の変更の認定申請書は、別記第六号様式の十による。

(認定鳥獣捕獲等事業の廃止)

第五条の四 法第十八条の七第四項の規定による認定鳥獣捕獲等事業の廃止届出書は、別記第六号様式の十一による。

(鳥獣捕獲等事業の認定の更新)

第五条の五 施行規則第十九条の十三第一項に規定する鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新申請書は、別記第六号様式の十二による。

2 施行規則第十九条の十三第三項の研修の実施状況に関する報告書は、別記第六号様式の十三による。

(鳥獣飼養の登録の申請等)

第六条 施行規則第二十条第一項に規定する鳥獣飼養の登録申請書は、別記第七号様式による。

2 施行規則第二十一条に規定する登録鳥獣の譲受け又は引受けをした旨の届出書は、別記第八号様式による。

3 法第十九条第五項の規定による鳥獣飼養登録の有効期間更新申請書は、別記第九号様式による。
(特別保護地区内における行為許可の申請)

第七条 施行規則第三十九条第一項に規定する特別保護地区内における行為の許可申請書は、別記第十号様式による。

(損失補償の請求)

第八条 施行規則第四十条に規定する損失補償の請求書は、別記第十一号様式による。

(住居集合地域等における麻醉銃猟の許可の申請)

第八条の二 施行規則第四十六条の二第一項に規定する麻醉銃猟許可申請書は、別記第十一号様式の二による。ただし、複数の者が同一の理由により許可を申請する場合であって捕獲等をしようとする期間及び区域が同一のときは、別記第十一号様式の三を添付することにより代表者が申請することができる。

(狩猟免許の申請等)

第九条 施行規則第四十八条第一項に規定する狩猟免許申請書は、別記第十二号様式による。

2 施行規則第五十八条第一項に規定する狩猟免許更新申請書は、別記第十三号様式による。

(狩猟者登録の申請等)

第十条 法第五十六条に規定する狩猟者登録申請書は、別記第十四号様式による。

2 施行規則第六十五条第六項に規定する狩猟者登録の変更登録申請書は、別記第十五号様式による。

(住所変更等の届出)

第十一条 法第九条第七項の許可証（以下「鳥獣捕獲許可証」という。）、指定猟法許可証、法第十九条第三項の登録票（以下「飼養登録票」という。）、麻醉銃猟許可証若しくは狩猟免状の交付を受けた者がその住所若しくは氏名（法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）を変更した場合、従事者証に記載された者の住所若しくは氏名に変更があった場合、施行規則第十九条の九第一項の認定証（以下「鳥獣捕獲等事業認定証」という。）の交付を受けた者が法第十八条の七第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をした場合若しくは法第十八条の三第一項第一号若しくは第六号に掲げる事項に変更があった場合又は狩猟者登録証の交付を受けた者が法第五十六条第三号若しくは第四号に掲げる事項に変更を生じた場合の施行規則第七条第十一項若しくは第十二項、第十五条第六項、第十九条の十二第一項、第二十条第五項、第四十六条の二第五項、第四十八条第四項又は第六十五条第八項の規定による届出書は、別記第十六号様式による。

(鳥獣捕獲許可証等の亡失の届出及び再交付申請)

第十二条 鳥獣捕獲許可証若しくは従事者証、指定猟法許可証、鳥獣捕獲等事業認定証、飼養登録票、麻醉銃猟許可証、狩猟免状又は狩猟者登録証若しくは狩猟者記章（以下「鳥獣捕獲許可証等」という。）を亡失した場合の施行規則第七条第十三項若しくは第十四項、第十五条第七項、第十九条の九第六項、第二十条第六項第四十六条の二第六項、第五十条又は第六十五条第十項に規定す

る届出書及び施行規則第七条第十項、第十五条第五項、第十九条の九第三項、第二十条第四項、第四十六条の二第四項、第四十八条第五項又は第六十五条第九項に規定する鳥獣捕獲許可証等の再交付申請書は、別記第十七号様式による。

(猟区設定認可の申請)

第十三条 施行規則第七十二条第一項に規定する猟区設定認可の申請書は、別記第十八号様式による。

(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)

第十四条 法第二十九条第七項の知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 知事が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が一ヘクタール以下であるもの
- 二 単木択伐、木竹の本数において二十パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐

三 次に掲げる工作物の設置

- イ 住宅及びこれに附属する工作物
- ロ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑
- ハ 炭焼小屋、作業小屋及び幕舎
- ニ 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設
- ホ その面積が三十平方メートル以内の休憩所又は停留所
- ヘ その高さが五メートル以内の展望台
- ト その延長が五百メートル以内の歩道
- チ その高さが三メートル以内であり、かつ、その長さが五メートル以内の公園遊戯施設
- リ その面積が十五平方メートル以内の公衆便所
- ヌ その高さが五メートル以内であり、かつ、その面積が十五平方メートル以内の仮工作物
- ル 災害復旧又は人命救護のための緊急を要する応急工作物
- ヲ その延長が五百メートル以内の道路（軌道を含む。）の改修のための工作物
- ワ 自然木を利用した仮設軽索道
- カ 既存工作物に附属する工作物であって、その高さが五メートル以内であり、かつ、その面積が十五平方メートル以内のもの

四 施行令第二条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為

- イ 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置（前三号に掲げるもの及び法第二十九条第七項の規定による許可を受けて施行するものに限る。）を施行するために必要な行為
- ロ 道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するために必要な行為
- ハ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川の管理又は砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域若しくは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域の管理として行う行為

- ニ 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第四条に規定する基本測量若しくは同法第五条に規定する公共測量又は水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第六条に規定する水路測量を行うために必要な行為
- ホ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うために必要な行為
- ヘ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）による放送の用に供する放送設備の管理に必要な行為
- ト 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に定める機関をいう。チにおいて同じ。）の用地内において、試験研究又は教育若しくは学術研究として行う行為
- チ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は一般社団法人若しくは一般財団法人で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
- リ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の保安林の通常管理行為又は同法第四十一条第三項の保安施設地区における森林の造成若しくは維持に必要な行為
- ヌ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これに類する行為を行うために必要な行為
- ル 法令に基づく検査、調査その他これに類する行為を行うために必要な行為
- ヲ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

附 則

- 1 この規則は、平成十五年四月十六日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十六年十月一日規則第八十二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十八年十一月七日規則第百九十九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定に

かかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十九年四月十六日規則第五十四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成二十年十月二十四日規則第六十五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成二十二年三月二十三日規則第十六号）

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成二十三年十二月六日規則第八十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年四月一日規則第四十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年四月一日規則第四十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年五月二十八日規則第七十七号）

- 1 この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成二十八年一月八日規則第一号）

この規則は、平成二十八年一月十五日から施行する。

附 則（平成二十九年四月一日規則第三十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年七月六日規則第六十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月十日規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年四月一日規則第百八十三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（令和七年五月三十日規則第四十七号抄）

- 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。
（人の資格に関する経過措置）
- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期の禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十三条に規定する禁錮をいう。以下同じ。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期の禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）に処せられた者とみなす。

附 則（令和七年十一月十四日規則第六百三十八号）

- 1 この規則は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙を使用することができる。